

町民の皆様へ

この度、台風第19号により町内の複数の河川が氾濫し、甚大な被害が発生しました。被災された皆様からのお見舞い申し上げます。

この災害で、町内では床上・床下浸水などの住宅被害をはじめ、商工業や農作物などに大きな被害を受けていることに心を痛めております。

町としては、台風による被害を最小限に食い止めるため、台風通過前の11日午前中に災害警戒本部を設置、12日午前中には災害対策本部へ移行させ、町民の皆様の安全確保を優先に、関係機関と連携しながら迅速な対応に努めてまいりました。

現在は、国や県とともに災害ごみの処理や住宅再建、道路の復旧などに全力で取り組んでいるところです。皆様が一日も早く安全で安心な日常生活に戻れるよう、復旧復興に努めてまいります。

結びに、この度の災害に際して、救助・救護活動や復旧活動に多大なご尽力をいただいている関係機関・団体の皆様や、多くのボランティアの皆様、義援金や支援物資などをお寄せくださいました皆様に深く感謝申し上げます。

城里町長 上遠野 修



▲浸水した家屋の家財の片付けにあたる災害ボランティアの皆さん



▲泥にまみれた災害ごみ。町では、直接回収するなど、処分にあたりました。



▲那珂川決壊：千代橋下流 (10月13日午前6時頃)

支援活動・被害状況の写真をご提供ください

町では、台風第19号による被害状況や町内の様子を記録に残すために、写真を集めています。皆さんが撮影した写真をご提供ください。送付方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ 地域防災室(総務課内)
☎029-353-7466(直通)

- 町内の主な被害など**
(11月22日現在)
- ① 建物被害
 - 全壊 2件
 - 大規模半壊 37件
 - 半壊 37件
 - 一部損壊 6083件
 - ② 人的被害 なし
 - ③ 中小企業の被害
 - 総額 約1億3,600万円
 - ④ 農業被害
 - 総額 約2,356万円
 - ⑤ 避難所の開設及び避難者数
 - 指定避難所開設 6か所
 - 最大避難者数 594人
 - ⑥ 道路の通行止め
 - 那珂西・上坪・下坪・粟・阿波山・御前山・徳蔵・塩子・上赤沢の一部
 - ※現在、御前山・上赤沢の一部を除いて全線通行可能
 - ⑦ 河川等の氾濫・浸水の状況
 - 那珂川右岸・皇都川・西田川・江川・桂川・塩子川・藤井川・大谷原川の氾濫
 - ⑧ ボランティア活動実績
 - 受付分 50件 229人

台風第19号に関する被災者支援制度について

■見舞金・貸付金制度

それぞれの申請方法等の詳細は、福祉こども課までお問い合わせください。

○被災者生活再建支援金制度

最大支給額 300万円

対象 住宅が全壊した世帯、住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯など

申請期限 住宅の被害程度に応じて支給する基礎支援金 令和2年10月8日(木)

住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金 令和4年10月8日(土)

○城里町被災者生活再建支援金(半壊の世帯)※被災者生活再建支援金の受給者は除く。

最大支給額 25万円

申請期限 令和2年10月8日(木)

○城里町災害見舞金制度(半壊以上)

申請期限 令和2年1月12日(日)

○災害援護資金貸付制度

対象 被災した世帯の世帯主で、世帯の総所得金額が一定の額未満の世帯

貸付限度額 負傷や損害の程度により、最大350万円

申請期限 令和2年1月31日(金)

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-288-3111(内線131)

■住宅の応急修理制度

り災証明で半壊以上の判定を受けた方で、被災した住宅の居室・台所・トイレなど日常的に必要な最小限度の部分の応急的に修理します。申請方法等の詳細は、都市建設課までお問い合わせください。

申請先・問合せ 都市建設課 ☎029-288-3111(内線279)

■中小企業・小規模事業者への支援

被害を受けた中小企業や小規模事業者向けの特別融資等が開設されています。融資内容等の詳細は、町ホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり戦略課 ☎029-288-3111(内線221)

☎<http://www.town.shirosato.lg.jp/page/page004130.html>



■茨城県共同募金会緊急助成(半壊以上)

申請方法等の詳細は、町社会福祉協議会までお問い合わせください。

申請期限 12月20日(金)

申請先・問合せ 城里町社会福祉協議会 ☎029-288-7013

■り災証明書の交付

申請方法等の詳細は、町民課までお問い合わせください。

申請先・問合せ 町民課 ☎029-288-3111(内線111)

■町税等の減免

申請方法等の詳細は、各担当窓口までお問い合わせください。

○町・県民税、固定資産税

申請先・問合せ 税務課 ☎029-288-3111(内線120)

○国民健康保険税、国民健康保険一部負担金

後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療一部負担金

国民年金保険料

申請先・問合せ 健康保険課 ☎029-288-3111(内線142)

○介護保険料、介護保険サービス利用料

申請先・問合せ 長寿応援課 ☎029-288-3111(内線153)

○障害福祉サービス利用者負担額

申請先・問合せ 福祉こども課 ☎029-288-3111(内線132)

○上・下水道使用料 ※手続きの必要はありません。

問合せ 水道課 ☎029-288-3111(内線283)

下水道課 ☎029-288-3111(内線274)

無料の法律相談を ご利用ください

法テラス茨城では、台風第19号の被災者を対象に、生活再建に必要な民事に関する法律相談を無料で受け付けています。

実施期間 令和2年10月9日まで

対象 令和元年10月10日時点で、城里町に自宅や営業所などがあった方

相談内容 生活再建に必要な民事に関する法律問題全般

※同一問題での利用は3回までとなります。

申込方法 法テラス茨城まで直接電話でお申し込みください。

申込先・問合せ

法テラス茨城

☎050-3383-5390